東かがわ市告示第 128 号

地方自治法第 243 条の２の７第２項の規定に基づき、次のとおり歳入等の収納事務（以下、「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることにしたので同条第３項の規定により告示する。

令和８年９月 24 日

東かがわ市長　上村　一郎

記

１　特定収納事務を行わせることとした日

令和８年９月 24 日

２　特定収納事務に係る歳入等

介護保険料

後期高齢者医療保険料